



# 中小企業者・小規模事業者該当フロー図 (卸売業)



会社及び会社に準ずる営利法人  
または個人事業主

一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、  
医療・宗教・学校法人等

補助対象者外

資本金の額・出資の総額1億円以下または  
常時雇用する従業員の数100人以下

どちらか一方に該当  
中小企業者に該当

どちらも  
超えている

補助対象者外

常時雇用する従業員の数が5人以下

5人以下  
小規模事業者  
に該当  
(業種:商業・サービス業(宿泊・娯楽業  
を除く))  
※小規模事業者支援法参照

100人以下  
6人以上

国の小規模事業者持続化補助金の  
補助対象者に該当

※最寄りの商工会・商工会議所にお問合せください

中小企業者災害時持続化支援事業費補助金の補助対象者

※詳細については、公募要領をご覧ください